

地域医療の確保等に関する意見

奈良県知事

荒井 正吾

これまで2回の検討会で、専門医制度の施行に当たっての、地域医療の確保の観点からの検討が行われ、専門医機構が新整備指針に反映させる等の対応が図られることとなりました。さらに、各学会や研修施設にしっかりと対応いただき、これまでの検討の成果について、実効性をもたせることが重要です。こうした観点から、本日の検討会で確認させていただきたい内容を、以下に記します。

1. 医師の偏在を助長しない仕組みについて

これまでの検討において、地域医療従事者や女性医師に配慮したカリキュラム制の設置が必要であることや、研修の中心は大学病院のみではなく地域の中核病院等であることが議論され、専門医機構の整備指針に反映させるとの方針が示されました。

整備指針の改定を踏まえ、実際の運用は各学会が行うこととなることから、各学会がどのように対応するのか、本日の議論を通じ確認したいと考えます。

また、都道府県間の偏在については、当面5都府県の専攻医総数の制限がなされませんが、不測の影響も懸念されることから、制度施行後に、迅速なモニタリングや、状況を踏まえた必要な対応が行われる旨を改めて確認したいと考えます。

2. 都道府県協議会の位置づけについて

これまで、都道府県協議会の設置は、国から都道府県への技術的助言であり、県内の研修施設の都道府県協議会への協力は任意との位置づけとなっていました。一方、本検討会では、これまでに、山形県などで、都道府県協議会が機能している例が紹介されました。前回意見を提出したとおり、都道府県協議会の実効性を高めるためにも、研修施設が都道府県協議会に協力し、直接に必要な情報提供や協議を行うことを明確にする必要があると考えます。この点の取り扱いについて、確認したいと考えます。

3. 専門医の真正性の担保について

専門医制度が施行されますと、住民は、専門医である旨の表示に基づいて、各々の医師が専門医であるかどうかを知ることになりますが、専門医の資格やその表示の真正性を確保するためには、懲戒や罰則を含め、不正を排除する仕組みが必要です。

専門医資格の取得・更新に当たって医師が実績の虚偽申告等の不正を行った場合、あるいは、専門医が資格取得後に診療上の不正等を行った場合の対応について、各学会が厳正な対応を行うことが担保されているのかどうかを含め、確認したいと考えます。

併せて、専門医以外の医師が、偽って専門医である旨を広告・表示した場合や、基本領域の専門医の名称と極めて紛らわしい広告・表示を行った場合の、今後の対応についても、確認したいと考えます。

平成29年6月12日